平成22年第3回定例会 文教常任委員会

平成 22 年 10 月 12 日

行田委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、お伺いさせていただきたいんですが、先月末にも臨時的任用職員が盗撮を行い懲戒免職処分となった事案がございました。この例に漏れず、教員による不祥事は依然として頻発しておりまして、児童・生徒のことを考えますと、人格形成に及ぼす影響は計り知れないものがあると考えております。もちろん、一生懸命頑張っている教員もたくさんいるのも事実ですけれども、今日は、教員の不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組につきましてお伺いをしてまいります。

まず最初に、教員による不祥事が依然として頻発しているわけですが、ここ 5年間の処分状況、また、分かれば性的犯罪を含めて、事故の対応別件数を教 えていただきたいと思います。

調査免許課長

地方公務員法の第29条の懲戒処分者数の数でお答えさせていただきます。

平成17年度からの懲戒処分者数の推移でございますが、平成17年度が16人、平成18年度が27人、平成19年度が19人、平成20年度が19人、平成21年度が21人となっております。毎年度の処分者数につきましては、平均で20人となっております。

また、対応別の件数でございますけれども、過去5年間の中で上位3位までを申し上げさせていただきますと、セクハラ・わいせつ行為関係が最も多く、毎年度平均5人となっております。続きまして体罰関係が毎年度平均3人、次が酒気帯び運転等で毎年度平均2人程度となっております。

なお、酒気帯び運転につきましては、年々減少傾向にございまして、平成21年度は0件、平成22年度も、これまでのところ0件となっております。 行田委員

職員数が多ければ、事故も必然的に多く発生するということは理解しているんですが、事故を起こした教員の評価というのはどのようなものであったのか、個人を特定する必要はありませんが、状況を知りたいと思います。もともと素行が悪いのか、真面目な人が突然起こすのか、そうした点を含めて知りたいと思います。

調查免許課長

日ごろの個々の学校の教職員の勤務ぶり等につきましては、管理監督者でございます校長等が見ているところでございます。発生する不祥事の内容は実に様々でございますけれども、不祥事を起こした本人に関して、校長等からの事情聴取の中でよく聞く話といたしましては、日ごろ特に変わった様子は見られなかったですとか、勤務状況についても真面目であった、また、服務に関しても特段の問題はなかったというケースがほとんどでございまして、日ごろの状況からは、なかなか分からない、発見できなかったというのが実情でございます。

行田委員

分かるものに関しては、早めに手を打つということでやっているんだろうということで、今確認をしたわけであります。実際、普段は真面目で、変わったところがないということであると、なかなか手を打つのも難しいだろうと思っています。

性的事案など、児童・生徒に直接かかわる不祥事を起こした教員には、厳しい処分が必要と考えております。処分に関する法令の根拠、処分の基準というのは、どのようになっているのか確認をしておきたいと思います。 調査免許課長

懲戒処分の法令上の根拠でございますけれども、地方公務員法の第29条第1項に、職員が法令等に違反した場合、または職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合のほか、職員に全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、戒告、減給、停職、または免職の処分をすることができると規定されております。また、同条の第4項でございますけれども、職員の懲戒の手続、あるいは考課につきましては、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないと規定されておりまして、本県におきましても、職員の懲戒の手続及び考課に関する条例が定められております。

一方、処分の基準ということでございますが、教育委員会におきましては、 懲戒処分の指針を定めておりまして、その中で事案内容ごとの処分の標準例を 示しているところでございます。不祥事等が発生した場合には、校長からの事 故報告書に基づきまして、調査免許課の職員が不祥事を起こした本人等から弁 明も含めて事情聴取を行っております。その上で、地方公務員法や懲戒処分の 指針を基に、どの程度の処分にするか事務局案を作成いたしまして、教育委員 会に付議し決定しているところでございます。

なお、性的犯罪にかかわるような事案に対しましては、児童・生徒や社会に 及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させる ものでございまして、ほとんどの事案で懲戒免職処分としているところでござ います。

行田委員

懲戒免職になると分かっていて、そういうことをしてしまうという、しかも そういうことをするのは先生だということで、どうなっているんだと思うわけ ですけれども、そうした厳しい基準といったものを、教育としても事前に伝え てこられた、御指導されてきたと思うんですが、不祥事防止について、これま でどのような指導を行ってきたのか伺います。

行政課長

学校における不祥事防止対策につきましては、管理運営規則で各学校に事故 防止会議を設置するということを以前からやっておりました。ただ、不祥事が 平成18年度に多発しましたので、平成18年度から不祥事ゼロ運動ということで 取り組ませていただいております。

この運動は、県教育委員会すべての所属で、全職員参加の下で不祥事ゼロプログラムを策定いたしまして、それぞれ実施をして検証をするということを柱としたものでございまして、県立学校につきましては、各学校のホームページで、この内容と前年度の結果を発表してございます。不祥事ゼロ運動ではこの

ほかに、校長から不祥事根絶メッセージを月1回以上発信すること、あと、校内研修を不祥事ゼロプログラムに位置付けまして、計画的に実施をして、このうち1回は校内の講師ではなくて、校外の講師に来てもらって行うこと、また教育局では、こうした学校の取組を支援するために、わいせつ行為やセクハラといった内容を、テーマごとにA4、1、2枚程度の啓発資料を研修で活用できるような形で発行いたしまして、各学校に提供しています。

このほかに、教育局の職員が県立学校教育機関を訪問して、適正な事務執行について調査指導する行政事務調査というのも行っておりまして、特に不祥事が発生した学校につきましては、課長クラスの者が行きまして、防止体制の確認を行うという取組を行っております。

行田委員

そうした指導を積み重ねていったにもかかわらず、不祥事が続くというのは、 従来の事故防止の方法に限界があるのではないかなとも感じています。

確かに今御答弁がありましたとおり、いろんなプログラムをやられて、実際、 以前に比べて不祥事は減ってきてはいるんだろうとは思うんですけれども、限 界に来ているのではないかなと思います。行政の規制ではないですけども、管 理の手法として、一般的にもそうですけれども、事前規制、自己規制等もよく ありますけれども、こういうことに関しては厳しくやらなければいけないのだ と思います。

今の答弁は分かるんですけれども、一つちょっと観点を変えたいと思うんですけれども、教員の不祥事防止策について効果を上げている他県の例はないんでしょうか。

行政課長

他都道府県の事例でございますけれども、文部科学省が集計をして提供していただいておりますけれども、職員処遇基準の公表、綱紀粛正通知、研修資料の作成配布、研修の実施等、ほぼ本県と同じような取組を行っております。ただ、各都道府県も非常に苦慮している状況と伺っております。

行田委員

性的犯罪などあってはならないものでありまして、二度と教壇に立たせることはできないと思います。厳しい処分となるのは当然ですが、不祥事防止に関する研修というのはどう行っているのか教えてください。

人事企画課長

不祥事防止を取り扱っております研修でございますが、全教諭を対象とするものとしまして、採用時の初任者研修に始まり、以後、2年経験者研修、5年、10年、15年、25年の各経験者研修の中で、教員としての自覚、心構え、服務についての講義を設けております。こうした講義の中でグループ討議や意見発表なども取り入れて、教員自らが気付き、考え、不祥事を自らの問題として自覚できるよう工夫しているところであります。

また、経験年数別の研修に加えまして、総合教育センターでは教員の服務と 学校の危機管理に関する研修、サブテーマを不祥事防止への取組とする講座で ございますが、そういった不祥事に特化した講座も開設しております。この講 座は、校長の学校運営の補佐役になります総括教諭を中心に受講させておりま して、こうした教員を通じて学校内に不祥事防止や危機管理意識を浸透させていくように取り組んでいるところでございます。

さらに、校長や教頭に対しまして、特に新任の管理職につきましては、教職員を監督する立場になったことを強く認識させ、不祥事防止に取り組むよう管理職研修や学校経営課題研修などで指示しておりまして、校長が校内の研修会や、あるいは不祥事防止会議などの中で所属職員に不祥事防止を絶えず呼び掛けているという状況でございます。

行田委員

本当に、教育委員会も学校側も、何とかもう発生させないんだという、そういう決意でいろいろなさっているということは、今のお話でもよく分かる。これを継続的に本当にやっていただくしかないんだろうなということとともに、工夫をしながら、従来の手法で再発するということは、何かがやっぱりあるのではないかなと、疑ってかかると言ったら失礼ですけれども、もっと何かあるのではないかということを考え、工夫して、子供たちのために頑張ってもらいたいなと思います。

これまで教員の不祥事について質問してきたわけですけれども、一方でしっかりと指導している素晴らしい教員というのも実際にいるわけですよね。やる気にあふれた教員の皆さんのモチベーション、これも上げていく必要があると考えています。頑張っている教員のモチベーションを上げるという観点から、どのようなことを行っているのか、あえて伺っておきたいと思います。

人事企画課長

教員のモチベーションを上げるという観点からの取組でございますけれども、まず教員のモチベーションを上げるためには、教員一人一人の勤務状況、勤務実態をきちんと評価することが前提になると考えております。しかしながら、教員の職務には、教科指導、学級担任としての集団指導、さらには文化祭などの行事指導、放課後や休日の部活動指導など、非常に幅広く多様化しております。しかも、努力してもなかなか成果に結び付きにくいといったことが、教員の職務の特殊性でございまして、教員を評価すること自体がなかなか難しい問題と受け止めております。

そうしたことを踏まえまして、管理職がまず教員の活動をしっかりと把握した上で、客観的、公正に評価できるように、平成15年度に教職員人事評価システム制度を導入したところでございます。この制度は、教員が年度当初に自己目標を設定し、この目標実現に向け努力することで意欲の向上を図るとともに、管理職が教科指導、教科外指導、学校運営等の職務分類ごとに能力と実績、また意欲といった面から達成状況を評価するものでございますが、こうしたものにより得た人事評価結果をモチベーションのアップにつなげるために、適材適所の人事配置や勤勉手当の成績率、あるいは給与の昇給の程度の決定など、人事や給与上の処遇にも活用しているところでございます。

それから、モチベーションアップという意味で、表彰制度もございます。これまで教員の表彰制度については、事務局職員と同じ職員功績賞という制度がございましたが、これは顕著な成績、結果としての功績がないと表彰されにくい傾向にございました。教員にとって最も大切な授業実践につきましては、成

果が表に見えにくく、表彰されることがほとんどないという状況にありました。 そこで、授業実践そのものを評価し、優れた授業を行い、他の教員の模範とな るべき教員を表彰するために、優秀授業実践教員表彰制度を導入したところで ございます。

今後も教員のモチベーションを向上させる取組につきましては、改善に努め、 より良いものにしていきたいと考えております。

行田委員

今の御答弁でも、いろいろと工夫をされているんだなと思います。まず、勤務実態の把握というところに立って、管理職の方の動きもより良いものにするような仕組みをつくられたり、勤勉手当の成績率、表彰制度など、時代の流れの中で、学校現場で起きている問題や先生の状況、そうした現場を把握した上で変化してこられたんだと思うんですね。もともとなかったものを、あえて大変ではあるけれども、必要だということでつくられてきたと思います。

これは要望ですけれども、今まで、より良い変化というのを続けてこられたと思います。100%というのはなかなか難しいと思うんですけれども、やはり学校の中で不祥事が起きる一方で、より良い変化を続けながら頑張ってもらいたいと思いますし、特にこれは現場の声を聞きながらつくってこられたんでしょうから、これからも引き続きいろいろな工夫をお願いしたいと思います。

最後に、不祥事根絶に向けて、今後どのように取り組んでいくつもりなのか、 教職員部長にお伺いしたいと思います。

教職員部長

教職員の不祥事が後を絶たないということにつきましては、大変遺憾なことでございます。県民の皆様に大変申し訳ない状況にあると認識しております。

不祥事の態様は本当に様々でございます。ですから、その事情もまちまちですけれども、突き詰めて申し上げれば、やはり教職員自らが児童・生徒の模範にならなければならないという意識が、やはり薄らいでしまっているのかなと。つまり、教育者としての自覚が欠如しているというところに、その原因があるのかなと考えておるところです。

これまでも県では不祥事防止につきまして、様々な取組を続けてきているわけでございますけれども、教職員がそういう取組をするに当たっても、他人事としてではなく、正に自分のこととして認識して受け止めることが大事だろうと思っております。そのためには、やはり学校では常に不祥事ということについて危機意識を持って、その中で自らの学校からは不祥事を絶対に起こさないという強い意識を持って取り組んでいくということが必要かなと考えております。

今、不祥事ゼロプログラムというのに取り組んでいるわけですけれども、自らのこととしてこのプログラムに取り組んでいくということを徹底していく。やはり地道にこういうものを徹底していくより方法はないのかなと考えておりますし、教育局といたしましても、更に工夫しまして、学校を支援していきたいと思っております。こういうことを積み重ねまして、不祥事防止について全力で取り組んでいきたいと考えております。

行田委員

最後に要望ですが、今、部長の方からも、教育者の模範であるべき意識が薄らいでいるという答弁がありましたが、教育委員会がしっかり学校を御指導し、絶対に自分の学校からは不祥事を出さないといった意識を学校現場に本当に浸透させていただきたい。今後とも研修等を通じて、現場の声を聞きながら、工夫をしていっていただきたい。絶対に不祥事を発生させない、そういう思いで頑張っていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。